

各務原市本人確認事務取扱要綱

(令和3年9月21日決裁)

(趣旨)

第1条 この要綱は、別に定めがあるものを除くほか、本市に対する虚偽の申請等を防止するため本人確認を行うことに関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 申請等 行政事務に係る申請、届出、請求その他これらに類するものをいう。
- (2) 申請者等 本市に申請等を行う者（当該申請等の委任を受けた代理人を含む。）をいう。
- (3) 本人確認 申請者等がその者本人であることの確認をいう。

(本人確認の対象)

第3条 本人確認を要する申請等は、次に掲げるものとする。

- (1) 申請等に記載された者の有する権利を害するおそれがあるもの
- (2) 申請等に記載された者に義務を課すおそれがあるもの
- (3) 第三者による不正な利用のおそれがあるもの
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(本人確認の実施)

第4条 本人確認は、申請等があった場合に、当該申請等の受付場所において申請者等に対して行うものとする。

(本人確認の方法)

第5条 本人確認は、申請者等に別表第1に掲げる書類のうちいずれか1点を提示させることにより行うものとする。ただし、これにより難しい場合は、別表第2に掲げる書類のうちいずれか2点又は同表に掲げる書類のうちいずれか1点及び別表第3に掲げる書類のうちいずれか1点を提示させるものとする。

2 前項の規定による本人確認が困難であるときは、本人であれば当然に知り得ると認められる事項に関する質問又は当該本人を承知している職員により本人確認を行うものとする。

(本人確認の結果の記録)

第6条 市長は、本人確認を行ったときは、その方法、提示を受けた書類の種類その

他必要な事項を申請書等に記録するものとする。

（郵送による申請等に係る本人確認）

第7条 市長は、郵送により申請等があったときは、その申請者等に対し、第5条第1項の規定による本人確認において必要な書類の写しの添付を求める等の必要な措置を講ずるものとする。ただし、住民基本台帳により当該申請者等の住所地を確認することができるときは、当該申請等に対する通知書、証明書その他の書類を当該住所地に送付することにより、本人確認に代えることができるものとする。

（代理人の確認）

第8条 市長は、委任を受けた代理人が申請等を行う場合には、第5条又は前条の規定による本人確認と併せて、当該申請等に係る委任状その他代理権を有していることを確認することができる書面等の提出を求めるものとする。

（申請等の却下）

第9条 市長は、第5条又は前2条の規定による本人確認の結果、申請者等が本人であると認められない場合又は申請者等が本人確認に応じず、かつ、本人の意思による申請等であることに疑義があると認められる場合は、当該申請等を却下するものとする。

（その他）

第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、令和3年9月21日から施行する。

附 則（令和6年11月29日決裁）

この要綱は、令和6年12月2日から施行する。

別表第1（第5条関係）

1	個人番号カード
2	運転免許証
3	旅券
4	住民基本台帳カード（写真が貼付されたものに限る。）
5	海技免状
6	電気工事士免状
7	無線従事者免許証
8	動力車操縦者運転免許証
9	運航管理者技能検定合格証明書
10	猟銃・空気銃所持許可証

1 1	特種電気工事資格者認定証
1 2	認定電気工事従事者認定証
1 3	耐空検査員の証
1 4	航空従事者技能証明書
1 5	宅地建物取引士証
1 6	船員手帳
1 7	戦傷病者手帳
1 8	教習資格認定証
1 9	小型船舶操縦免許証
2 0	身体障害者手帳
2 1	療育手帳
2 2	精神障害者保健福祉手帳（写真が貼付されたものに限る。）
2 3	運転経歴証明書（平成 2 4 年 4 月 1 日以後に交付されたものに限る。）
2 4	警備業法（昭和 4 7 年法律第 1 1 7 号）第 2 3 条第 4 項の合格証明書
2 5	在留カード
2 6	特別永住者証明書
2 7	一時庇護許可書
2 8	仮滞在許可書
2 9	公立学校の学生証
3 0	その他国又は地方公共団体の機関が発行した身分証明書（写真が貼付されたものに限る。）

別表第 2（第 5 条関係）

1	生活保護受給証明書
2	国民健康保険、健康保険、船員保険、共済組合又は後期高齢者医療の資格確認書
3	介護保険の被保険者証
4	年金手帳又は基礎年金番号通知書
5	国民年金、厚生年金保険又は船員保険に係る年金証書
6	共済年金又は恩給に係る証書
7	住民基本台帳カード（写真が貼付されていないものに限る。）
8	精神障害者保健福祉手帳（写真が貼付されていないものに限る。）
9	福祉医療費受給者証
1 0	その他市長がこれらと同等であると認める書類

別表第 3（第 5 条関係）

1	公立学校以外の学生証
2	法人が発行した身分証明書
3	預貯金通帳
4	キャッシュカード

5	クレジットカード
6	診察券
7	母子健康手帳
8	各務原市図書館条例施行規則（平成20年教育委員会規則第4号）第11条 第1項の利用カード
9	現住所に届けられた本人宛の郵便物
10	その他市長がこれらと同等であると認める書類